

④ 着実に広がる 「放射能汚染防止法」(仮称) 制定運動

このままでは、陸も海も汚染から守れない。
生まれてくる子どもたちのために責任を果たそう



学習会、院内集会、自治体議会への意見書採択・請願要請、大臣への要望、全国会議員への要請活動 …

様々な団体・個人の方々が取り組んでいます。

<法整備を求める地方議会意見書採択>

江別市議会 北広島市議会 石狩市議会
小樽市議会 札幌市議会 小金井市議会
取手市議会

放射性物質による環境汚染の防止に関する 法整備を求める意見書

放射性物質による環境汚染を未然に防止するため、2011年6月、水質汚濁防止法改正に当り、衆参両院で付帯決議がなされ、関連環境法令における放射性物質に係る適用除外規定は見直しを検討すべきとされた。また、福島第一原発事故を契機として、2012年6月、環境基本法の適用除外規定が削除された。

これに伴い、2013年6月、大気汚染防止法、水質汚濁防止法においても適用除外規定が削除されたが、他の放射性物質に関する環境関係法においても具体的な法整備が急がれる。

よって、国会及び政府においては、環境基本法の改正を踏まえ、放射性物質による環境汚染を防止するための法整備を早急に進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年(2016年)6月3日

札幌市議会

⑤ 未来のために 責任を果たそう

有害な物質が野放しのもとでは、産業社会は「燃やす」「埋める」「薄めて捨てる」ということを行うのが常態です。

国策として原発産業を保護育成してきた国は、法の空白のもとで、公害企業と同じ立場で「燃やす」「埋める」「薄めて捨てる」、更には「薄めて利用する」政策を推進しているのです。

放射性物質による汚染から 人と環境を守る

そのために、時々の政治や
経済に左右されない
しっかりした放射能汚染防止の
法制度が必要です。

これから生まれてくる
人々のために、今に生きる者の
責任を果たしましょう

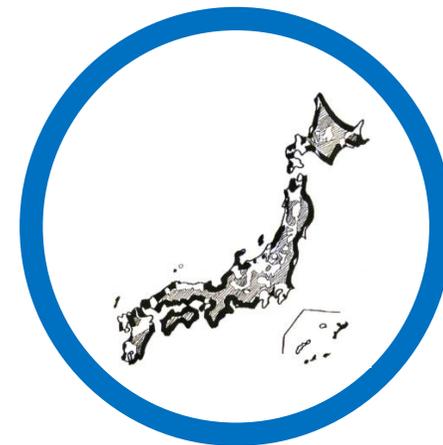
<配布団体>

作成:「放射能汚染防止法」を制定する札幌市民の会 代表 佐藤典子
〒060-0041 札幌市中央区大通東2丁目15-1 サラサビル 4F
市民ネットワーク北海道内 TEL 011-219-0012 FAX 011-219-0013
(構成/イラスト山本行雄) 複製自由 2018・11

*日本地図(右)は経産省科学的特性マップを元に作成

全国の皆さん

放射能汚染から 人と環境を 守るために



*「放射能汚染防止法」(仮称)
制定運動に取り組みましょう。

* 国に法整備を求めましょう。

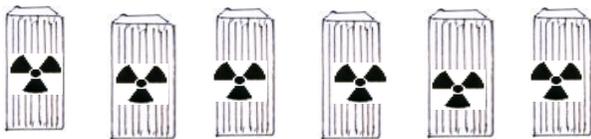
* 自治体に働きかけましょう。

① 福島原発事故に 重なるように



廃炉の時代を
迎えました。

深刻な
問題が浮上
しています。



放射性物質
による
汚染問題です。

② 汚染を取り締まる 法律がありません

事故由来廃棄物のズ
サン管理による汚染
の責任を問う法律も



学校や保育所の近く
で汚染廃棄物の焼却
を禁止する法律も



人間に基準を超えて
被曝させた者の責任を
問う法律も



いずれもありません . . .

そして国は汚染ゴミを
公共事業で全国的に利用
する政策を進めています。

③ 守らせよう 国会の約束

福島第一原発事故

汚染がひどいことになっている
法律はどうなっているんだ

環境・公害法からすべて適用除外
公害あつかされないことになってる



国会は



法制度の抜本的見直しを約束



2012・6・27

環境基本法は
改正された
放射性物質は
公害物質となった

その後、大気汚染防止法、水質汚濁防止法
なども適用となった。

しかし、総論適用、各論
未整備のまま放置状態